

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年11月5日（令和2年（行個）諮問第179号）

答申日：令和4年9月26日（令和4年度（行個）答申第5090号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る調査復命書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書20の各文書（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であるが、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年7月10日付け千労発基0710第1号により千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（審査請求人から提出された意見書については、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されていることから、内容は記載しない。）。

- (1) 特定調査官は、被災労働者である審査請求人特定個人に係る労働災害調査において、適切な調査を行わず、また、審査請求人が説明したことを調査をせず、一部の事案に対してのみ調査をし、パワハラ行為者である代表理事A、副理事長B、経理部長C及び理事Dらによるパワハラ行為について調査せず、嫌がらせ行為をした特定個人EやFをパワハラ当事者として認定している。しかし、特定個人E及びFはパワハラでなく嫌がらせである。パワハラは上記特定個人AないしDである。

それらのことが、報告書等に書かれていない。不開示部分に何が書か

れているかわからないため書類の内容が全くわからない。

(2) 重大な事が書かれている可能性があるため、指定した不開示部分を開示願いたい(別表1のとおり)。(中略)(なお、審査請求人はその供述内容を組合側に話すことに同意していない。同意なく話すことは調査の公平性を害する。よって、不開示部分を開示願いたい。)

(3) 必要な書類が開示されていないので、次の書類の開示を求める。

ア 特定調査官の審査請求人にかかる業務日誌の開示を願う。

特定調査官の活動を検証するために必要と説明したのにもかかわらず提出されていない。役所が上司の監督を受けずに好き勝手仕事をしているとは考えづらく、どの役所にも活動記録があるし、事前の計画書がある。

イ 特定個人AないしDの面前調書の作成開示を願う。

組合に行って聴取したのなら面前聴取ができる。電話聴取報告書だけでは、署名押印がないので、本人が言ったことが担保されない。

ウ 審査請求人と特定調査官ほか特定労基署職員(特定職員を含む。)が電話でやりとりをした、特定個人AないしCらのパワハラや退職強要、求人内容と条件が違う採用、賞与未払いや大幅減額、勤務内容を訴えるなどの不当労働行為を内部告発した電話聴取報告書の開示を求める。

エ 開示実施された文書では、責任の所在がわからない。労災不認定を決定した責任者を記した書類の開示を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和2年4月3日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件請求保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が本件対象保有個人情報を特定し、その一部を開示する原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年8月3日付けで本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、審査請求人が開示を求める部分については、原処分において不開示とされた部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示することとし、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。

#### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人の労災申請にかかる調査結果復命書等書類一式(令和2年特定月日付不支給決定)」であり、具体的には、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書20の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について（別表2の2欄に掲げる部分）

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書1の①，5の①，6の①，11の①及び13の不開示部分は，審査請求人以外の姓，氏名，印影等，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため，当該情報は，法14条2号本文に該当し，かつ，同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1の④，2の②，5の③及び6の②の不開示部分は，特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり，審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの情報が開示された場合には，被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され，審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため，法14条2号本文に該当し，かつ，同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性

文書1の②，7，11の②及び12の不開示部分は，特定事業場の業務内容に関する情報等であり，当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には，当該事業場が，当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また，これらの情報は，行政機関の要請を受けて，提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたもの等であって，通例として開示しないこととされているものであることから，法14条3号イ及びロに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書1の④，2の②，5の③及び6の②の不開示部分は，特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり，審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には，審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは，上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて，これらの情報を開示するとした場合，被聴取者が心理的に大きな影響を受け，被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし，労災請求人側，事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発

生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1の②、7、11の②及び12の不開示部分は、事業場の業務内容等に関する情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イで既に述べたところである。

さらに、当該不開示部分に係る情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、当該情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (3) 新たに開示する部分について

文書1の③及び5の②の不開示部分については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

#### 4 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(3))において、「業務日誌」、特定の者に係る「面前調書」、「不当労働行為や内部告発をした電話聴取報告書」及び「労災不認定を決定した責任者を記した書類」の開示について種々主張するが、本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分庁に対して本件各保有個人情報の有無を確認したところ、「業務日誌」及び特定の者に係る「面前調書」については、事務処理上作成しておらず、実際に保有していないとのことであり、また、「不当労働行為や内部告発をした電話聴取報告書」及び「労災不認定を決定した責任者を記した書類」に当たる文書については、原処分において開示された本件対象保有個人情報に含まれているとのことである。

#### 5 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とされた部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示することとし、その余の部分については、不開示を維持するこ

とが妥当であると考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年11月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月19日 審議
- ④ 同日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和3年7月12日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 令和4年8月31日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑦ 同年9月21日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象保有個人情報以外に該当する保有個人情報の特定及び不開示とされた部分の一部の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、審査請求人が開示を求める部分については、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、なお不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（2））において、別表1により「指定した不開示部分」の開示を求めている。このため、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、審査請求人が開示を求めている部分（文書2①、文書3、文書8ないし文書10及び文書14ないし文書17）については、判断しない。

##### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

（1）審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（3））において、以下の4文書が特定、開示されていない旨主張する。

文書a 「特定調査官の審査請求人にかかる業務日誌」

文書b 「特定個人AないしDの面前調書」

文書c 「不当労働行為や内部告発した電話聴取報告書」

文書d 「労災不認定を決定した責任者を記した文書」

（2）これに対し、諮問庁は、上記（1）の文書a及び文書bについて、理

由説明書（上記第3の4）において「「業務日誌」及び特定の者に係る「面前調書」については、事務処理上作成しておらず、実際に保有していない」旨反論する。

念のため、当審査会事務局職員をして、処分庁が当該文書を作成し、保有していないかどうか改めて諮問庁に確認したところ、処分庁が当該文書を作成しておらず、処分庁において改めて執務室内の書棚、共有ドライブ等を探索したが、当該文書に該当する文書は確認されなかったとのことであった。

(3) 諮問庁は、理由説明書において、上記(1)の文書c及び文書dについて、原処分において開示された対象保有個人情報に含まれている旨反論する。

当審査会において、本件文書を見分したところ、以下のとおりである。

#### ア 文書c

当審査会事務局職員をして聴取させた諮問庁の説明によると、原処分において開示された対象保有個人情報に含まれている文書として、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、令和2年6月2日付け千労発基0602第3号により処分庁が行った1回目の開示決定（以下「先行開示決定」という。）において、特定労働基準監督署の担当官が面前で審査請求人から聴取した内容が記録された聴取書及び審査請求人から提出された申立書等が全部開示されており、当該聴取書及び申立書等が当該文書に該当するとのことである。

しかし、審査請求人が開示を求めているのは、「不当労働行為や内部告発した電話聴取報告書」であり、審査請求人が電話等で特定労働基準監督署に不当労働行為を内部告発したものについて、特定労働基準監督署が記録した文書を指しているものと考えられる。

このことから、原処分において開示された当該聴取書及び申立書等が、対象保有個人情報が含まれる文書として、文書cに該当する文書とは認められず、諮問庁の上記説明を採用することはできない。

念のため、当審査会事務局職員をして、処分庁が当該文書を作成し、保有していないかどうか改めて諮問庁に確認したところ、審査請求人からの電話の内容は、審査請求人から提出された資料や審査請求人から聴取した内容を繰り返すものであったことから、処分庁が当該文書を作成していないとのことであった。また、処分庁において改めて執務室内の書棚、共有ドライブ等を探索したが、当該文書に該当する文書は確認されなかったとのことであった。

#### イ 文書d

特定労働基準監督署の調査官が作成した文書1に、審査請求人の労災申請にかかる調査結果の決定に際し、特定労働基準監督署長までの

決裁がなされていることが記録されている。

さらに、文書3の一部である療養（補償）給付たる療養の費用支給決定決議書に、審査請求人の労災保険給付の不支給決定に際し、特定労働基準監督署長までの決裁がなされていることが記録されており、かつ、労災保険給付の不支給決定の通知（文書3の一部）が、特定労働基準監督署長名で発出されており、当該各文書は、文書dに該当するものと認められる。

- (4) 以上を踏まえると、先行開示決定で開示された保有個人情報及び本件対象保有個人情報以外に該当する保有個人情報は、本件対象保有個人情報以外に保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情は認められない。また、文書の探索範囲及び方法について不十分であるとも認められない。

したがって、千葉労働局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分（別表2の3欄に掲げる部分）について

#### ア 通番3，通番6及び通番8

当該部分は、精神障害の業務起因性判断のための調査復命書（以下「調査復命書」という。）に記載された審査請求人以外の関係者からの聴取内容の一部及び審査請求人の主治医の意見書に記載された主治医の意見の一部等の引用部分、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した回答書に記載された回答内容及び電話録取書に記載された審査請求人以外の関係者からの聴取内容等の一部である。

当該部分は、審査請求人が特定事業場に入職した経緯、審査請求人の労働条件及び具体的な職務内容等が客観的に記載されており、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるとは認められず、これを開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報とも認められない。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番9

当該部分は、審査請求人が申し立てた労働審判の労働審判手続期日調書（別紙を含む。）である。当該調書は、成立した調停の記録であ

り、また、当該調書に審査請求人が当事者として出頭した記録があることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番11

当該部分は、特定労働基準監督署から特定事業場に対して発出した書類・資料の提出依頼文書の一覧表の一部であり、特定事業場の労働者名簿、審査請求人の採用時の履歴書、入社後の経歴書の写し及び入職時適性検査結果の写しについて手書きで補足説明として記載されている。

当該部分は、原処分で既に開示されている情報と照らし合わせると、審査請求人が推認できる情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番12

当該部分は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料の一部に記載された審査請求人のタイムカード及び業務日報に関する特定事業場の補足説明等が客観的に記載されており、原処分で既に開示されている情報から審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き

のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表2の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性

通番5，通番7，通番10及び通番13は，特定労働基準監督署から特定事業場に対して発出した質疑・回答依頼文書，特定事業場関係者の名刺，特定事業場が特定労働基準監督署に提出した回答書及び電話録取書等に記載された職氏名，印影，住所及び電話番号等及び特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料の一部に記載された氏名並びに審査請求人の業務日報に確認印として押印された印影である。

当該部分は，法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

このため，当該部分は，法14条2号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また，当該部分は個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

(ア) 通番1，通番3④b

当該部分は，調査復命書の「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄に記載された特定時点における特定事業場職員の職氏名等である。当該部分には，審査請求人が知り得る情報が含まれると認められるものの，被聴取者を示す記号が分ち難く付記されている。

このため，当該部分は，これを開示すると，特定労働基準監督署が聴取を行った相手方が誰であるかが明らかになり，その調査手法の一端が明らかとなって，労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番3④a，通番4，通番6及び通番8

当該部分は，調査復命書に記載された審査請求人以外の関係者からの聴取内容，審査請求人の主治医の意見書に記載された主治医の意見及び精神障害専門部会の意見書に記載された意見の一部等の引用部分，精神障害専門部会の意見書に記載された意見の一部，特定事業場が特定労働基準監督署に提出した回答書に記載された回答内容及び電話録取書に記載された審査請求人以外の関係者からの聴取

内容等である。

このため、当該部分は、これを開示すると、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。加えて、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、開示することにより、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性

通番2、通番11及び通番12は、調査復命書に記載された特定事業場の回答の一部の引用部分、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料の一部に記載された特定事業場の回答及び審査請求人のタイムカード及び業務日報に関する特定事業場の補足説明等が記載されている。

したがって、当該部分は、上記イ（イ）と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報と特定し、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、千葉労働局において、先行開示決定で開示された保有個人情報及び本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

「審査請求人特定個人の労災申請にかかる調査結果復命書等書類一式（令和2年特定月日付け不支給決定）」

- (1) 調査結果復命書
- (2) 特定労働基準監督署吏員（以下監督署職員）が作成した審査請求人が勤務していた特定事業場の代表者（またはそれに替わるもの）に対して聴取した供述調書又はそれに準ずる書面
- (3) 特定事業場が提出した審査請求人に関する書類全部
- (4) 監督署職員が入手した審査請求人に関する書類全部
- (5) 審査請求人の申請却下の決定を上申した決裁書類の表紙
- (6) 監督署職員が作成した署長に労災では無いと意見を記した書類
- (7) 監督署職員が特定事業場に対して調査をした内容を記した書類
- (8) 今後、審査請求及び裁判等で審査請求人が必要になると思われる書類全部（個人情報が含まれているもののみ）
- (9) その他、監督署職員又はそれに準ずる者が調査した中で審査請求人について記されている書類全部
- (10) 監督署職員（調査を担当した者以外も含む）が審査請求人と電話で会話をした内容を聴取した書面（メモも含む）
- (11) 特定監督署職員が当該申請に係る活動をした日の業務日誌
- (12) その他、審査請求人が補充として口頭（電話を含む）で説明した書類

### 2 本件文書として具体的に特定されたもの

- 文書1 精神障害の業務起因性判断のための調査復命書
- 文書2 意見書等①
- 文書3 療養補償給付たる診療の費用請求書等
- 文書4 聴取書①
- 文書5 事業場提出資料①
- 文書6 聴取書②
- 文書7 関係資料①
- 文書8 医療機関提出資料
- 文書9 意見書等②
- 文書10 診療報酬明細書等
- 文書11 資料一覧等
- 文書12 タイムカード
- 文書13 業務日報等
- 文書14 事業場提出資料②

- 文書 1 5 支給明細書等
- 文書 1 6 事業場提出資料③
- 文書 1 7 事業場提出資料④
- 文書 1 8 事業概要等
- 文書 1 9 定款
- 文書 2 0 関係資料②

別表1 審査請求人が開示を求める部分とその理由

不開示部分				開示請求の理由（要旨）
文書番号	頁及び該当箇所	付番		
文書 1	3	不開示部分	1	Cはパワハラや不当労働行為をしており、虚偽の弁明をするおそれがあるため
	4	不開示部分	2	調査結果が不明のため
	5	不開示部分	3	調査官に虚偽の説明をしているおそれがあり、また調査官の調査内容を精査するため
	6ないし16	不開示部分	4	(3番と同旨) 加えて、申請人の申出と一致するか精査するため
	18	不開示部分	5	虚偽の説明をしているおそれがあるため
文書 2	2ないし6	不開示部分	6	部会長は、審査請求人と面談しないまま判断をしており、真相解明につなげるため
文書 5	1	調査対象者氏名	7	誰が調査対象者か不明であり、関係ない者を対象としているおそれがある。
	3	不開示部分	8	全て不開示で何の書類かわからないため
	6	回答者氏名、住所及び電話 回答1ないし4	9	誰かわからないため
			10	(5番と同旨)
	6, 7	回答5, 6	11	労働審判でも虚偽の主張をした。ここでも虚偽の説明をしているおそれがある。
	7	回答7, 8  回答9  回答10  回答11	12	E及びFから嫌がらせは受けたが、パワハラを受けたのはAないしDからである。労災を成立させないために責任を両名になすりつけているおそれがある。
			13	報告済みだが、知らないと主張するおそれがある。
			14	幽閉はさんざん説明してきた。考えにくいなどというのは、審査請求人に対する侮辱である。
			15	相手が反省し、特定調査官に正直に話しているかどうか確認のため
	8	回答者氏名、住所及び電話 回答1ないし6 回答7 回答8, 9	16	(9番と同旨)
			17	(5番と同旨)
			18	Eが特に請求人に執拗に嫌がらせをし、不正発覚をおそれていたことはAないしDなら知っている。
			19	(12番と同旨)
	8, 9	回答10, 11	20	(5番と同旨)
10	回答者の氏名、住所及び電話	21	(9番と同旨)	
12	不開示部分	22	何の質問の回答かわからない。	

文書 6	1	電話及び相手方	2 3	(9番と同旨)
		項番1ないし4	2 4	(5番と同旨)
	2	項番5, 6	2 5	(11番と同旨)
	3	項番7ないし9	2 6	(12番と同旨)
	4	項番10	2 7	(14番と同旨)
		項番11	2 8	数文字で何を発したのか不明
	5	電話及び相手方	2 9	(9番と同旨)
		項番1ないし3, 6頁項番4	3 0	(5番と同旨)
	6, 7	項番5, 6	3 1	(11番と同旨)
	7, 8	項番7ないし9	3 2	(12番と同旨)
	8, 9	項番10	3 3	(14番と同旨)
	9	項番11	3 4	(5番と同旨)
	10,	電話及び相手方	3 5	(9番と同旨)
	11	質問内容, 項番1ないし4	3 6	(5番と同旨)
	11,	項番5, 6	3 7	(11番と同旨)
	12			
	12,	項番7ないし9	3 8	(12番と同旨)
	13			
	13	項番10	3 9	(14番と同旨)
		項番11	4 0	(5番と同旨)
14	電話及び相手方	4 1	(9番と同旨)	
	項番1ないし4	4 2	(5番と同旨)	
14,	項番5, 6	4 3	(11番と同旨)	
15				
15,	項番7ないし9	4 4	(12番と同旨)	
16				
16	項番10	4 5	(14番と同旨)	
17,	不開示部分	4 6	(8番と同旨)	
18				
文書 7	1ないし4	不開示部分	4 7	(8番と同旨)
文書 11	1	不開示部分	4 8	不開示にする理由が不明なため
	2	項番3	4 9	書類は想像できるが, (5番と同旨)
		その余の部分	5 0	(9番と同旨)
文書 12	1	不開示部分	5 1	(48番と同旨)
文書 13	6ないし78	業務日報決裁欄の不開示部分	5 2	Gは審査請求人の解雇に反対した一人であり, 嫌がらせの書類に押印することは考えられない。

別表2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性

1 文書番号 及び文書名		2 審査請求人が開示を求める 部分のうち諮問庁がなお不開示 とすべきとしている部分等		3 2欄のうち開示すべき部 分	
		該当箇所	法14条各 号該当性	通番	
文書 1	精神障害 の業務起 因性判断 のための 調査復命 書	① 18頁職 氏名	2号	1	—
		② 4頁「調 査結果」欄1 行目ないし4 行目	3号イ及び ロ, 7号柱 書き	2	—
		③ 15頁 「主治医の意 見書」欄の項 番4不開示部 分	新たに開示	—	—
		④ a ①ない し③以外の不 開示部分全て	2号, 7号 柱書き	3	5頁「調査結果」欄16行目 ないし20行目, 7頁「調査 結果」欄1行目1文字目ない し16文字目, 9行目3文字 目ないし最終文字, 10行目 12文字目ないし11行目5 文字目, 15頁「主治医の意 見書」欄の項番5不開示部分
		④ b 18頁 不開示部分 (aを除 く。)			
文書 2	意見書等 ①	② 不開示部 分全て(7頁 印影を除 く。)	2号, 7号 柱書き	4	—
文書 5	事業場提 出資料①	① 1頁及び 3頁職氏名 等, 6頁氏 名, 印影, 住 所及び電話番 号, 8頁及び 10頁職氏 名, 印影, 住 所及び電話番 号	2号	5	—
		② 6頁回答 日	新たに開示	—	—
		③ ①及び② 以外の不開示 部分全て	2号, 7号 柱書き	6	8頁項番1不開示部分1行目 11文字目ないし33文字 目, 項番3不開示部分1行目

					14文字目ないし2行目, 12頁項番2及び項番3不開示部分
文書 6	聴取書②	① 1頁, 5頁, 10頁, 14頁及び17頁電話番号及び職氏名	2号	7	—
		② ①以外のお不開示部分全て	2号, 7号 柱書き	8	1頁項番1不開示部分2行目2文字目ないし15文字目, 項番2不開示部分1行目17文字目ないし2行目15文字目, 項番3不開示部分1行目ないし3行目, 2頁項番5不開示部分10行目ないし12行目, 5頁項番1不開示部分2行目2文字目ないし15文字目, 項番3不開示部分, 9頁項番11不開示部分11行目1文字目ないし10文字目, 13行目及び14行目, 10頁項番3不開示部分, 14頁項番1不開示部分2行目2文字目ないし最終文字, 項番2不開示部分1行目, 項番3不開示部分, 17頁項番2不開示部分1行目1文字目ないし16文字目, 項番3不開示部分2行目29文字目ないし3行目, 項番4不開示部分1行目12文字目ないし25文字目, 18頁項番7不開示部分1行目, 3行目及び4行目
文書 7	関係資料 ①	不開示部分全て	3号イ及びロ, 7号柱書き	9	全て
文書 11	資料一覧 等	① 2頁氏名	2号	10	—
		② ①以外のお不開示部分全て	3号イ及びロ, 7号柱書き	11	1頁
文書 12	タイムカード	1頁不開示部分	3号イ及びロ, 7号柱書き	12	1行目ないし3行目, 6行目, 9行目ないし10行目5文字目

文書 13	業務日報 等	6 頁ないし 7 8 頁印影	2 号	13	—
----------	-----------	-------------------	-----	----	---

(当審査会注)

1. 審査請求人は、文書 2 ①、文書 3（療養補償給付たる療養の費用請求書等）、文書 8（医療機関提出資料）、文書 9（意見書等②）、文書 10（診療報酬明細書等）、文書 14（事業場提出資料②）、文書 15（支給明細書等）、文書 16（事業場提出資料③）及び文書 17（事業場提出資料④）の不開示部分については開示を求めている。
2. 原処分における不開示部分を含まない文書 4（聴取書①）、文書 18（事業概要等）、文書 19（定款）及び文書 20（関係資料②）は、記載を省略した。
3. 文書 1 の④に係る 2 欄の該当箇所の記載方法は、当審査会事務局において整理した。